

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する当社の対応方針について

アシスト・ジャパン株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役：井上 将豪）は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴う対応として、社内外への感染防止と全従業員の安全確保を最優先に、2020年8月1日より以下の対応を実施いたします。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまで継続するものとする。

（健康確保）

すべての従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無の確認を実施する。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励するものとし、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

2 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、日本渡航医学会と日本産業衛生学会を参考にし、事業所上長と従業員の合意に基づくものとする。

症状に改善が見られない場合は、医療機関の受診や保健所への相談を指示することとする。

（通勤）

テレワーク（在宅勤務）、時差出勤、変形労働時間制など、様々な勤務形態の実施を図り、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図り、感染予防に努めるものとする。

（勤務）

従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置を講じた上で就業するものとする。

2 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。

3 従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を徹底する。

4 飛沫感染防止のため、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する若しくは横並びにするものとする（その場合でも最低1メートルあける）。

5 窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。

6 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

7 原則として不要不急の外出は自粛することとする。ただし、必要性に応じて関係者間にお

ける合意の上で対応することとする。

8 会議は集合形式での開催はせずに Web 会議および小規模の分散形式で開催する。

対面の社外の会議については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。

9 出張は、原則、国内・海外ともに回避することとし、出張を行う場合はマスクの着用、面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。

(休憩・休憩スペース利用)

共有する物品(テーブル、椅子など)は、定期的に消毒する。

2 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

3 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩時間をずらすなど3つの密を防ぐことを徹底する。

(設備・器具)

ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。

2 ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

3 設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(オフィスへの外部関係者の立ち入り)

取引先や登録スタッフ等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

2 あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

(従業員に対する感染防止策の啓発等)

従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを行う。

2 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。

3 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。

- 4 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 5 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- 6 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

(従業員に感染またはその疑いがある場合の対応)

従業員が新型コロナウイルス感染と診断された場合は、当該本人は医療機関および保健所の指示に従う。感染者が在籍している各職場も保健所と連携の上、濃厚接触者の把握や職場の閉鎖、消毒などの対応をとる。

- 2 感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることとする。
- 3 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

以上